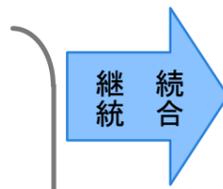
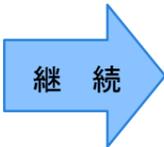
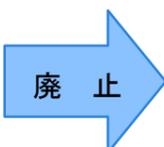


令和3年度県枠助成内容

令和4年度県枠助成内容 (案)

- (1) 麦類の新規取組への助成 (助成単価: 16,000円/10a) **(廃止)**
 - ・直近3年間に麦類の生産がない地域で新規に麦類を作付けする場合に助成する。但し、令和2年産及び、令和元年産に本取組の対象者であった地域は、引き続き助成対象とする。
 - ・対象となる麦類は、小麦(「きぬあかり」に限る)または大麦とする。
- (2) 小麦ゆめあかりへの助成 (助成単価: 3,000円/10a)
 - ・収益性の高い小麦品種ゆめあかりの作付けを推進し、生産者の所得向上を図る。
- (3) 大豆の生産安定への助成 (助成単価: 1,500円/10a)
 - ・大豆は需要からニーズが高い一方で、近年収量が低迷している。大豆の生産安定には、基本技術の励行が必要である。
- (4) 飼料用米・米粉用米の取組への助成 (助成単価: 8,500円/10a)
 - ・需要に応じた米生産のために飼料用米・米粉用米の取組に対し、支援する。
 - ・「飼料用米・米粉用米多収品種の取組への助成」との重複交付を不可とする。
- (5) 飼料用米・米粉用米多収品種の取組への助成 (助成単価: 1,100円/60kg) **(廃止)**
 - ・収益力の高い飼料用米・米粉用米多収品種への作付け取組を支援する。また、1俵あたりの支援とすることで、飼料用米の量を確保し、実需者からのニーズに応える。
 - ・「飼料用米・米粉用米の取組への支援」との重複交付を不可とする。
- (6) 加工用米複数年契約(3年契約)への取組 (助成単価: 12,000円/10a)
 - ・需要に応じた米生産を安定的に行うため、加工用米の複数年契約の取組を推進する。
 - ・需要者との複数年契約(3年契約)に取り組む農業者等に対して、助成を行う。
 - ・複数年(3年)の出荷契約がされた加工用米であり、出荷・販売されていること。なお、令和2年産以前の契約を対象とする。



- (1) 小麦ゆめあかりへの助成 (助成単価: 1,300円/10a) **(継続)**
 - ・収益性の高い小麦品種ゆめあかりの作付けを推進し、生産者の所得向上を図る。
- (2) 大豆の生産安定への助成 (助成単価: 1,500円/10a) **(継続)**
 - ・大豆は需要からニーズが高い一方で、近年収量が低迷している。大豆の生産安定には、基本技術の励行が必要である。
- (3) 飼料用米・米粉用米の取組への助成 (助成単価: 8,000円/10a) **(継続、統合)**
 - ・需要に応じた米生産のために飼料用米・米粉用米の取組に対し、支援する。
- (4) 加工用米の複数年契約(3年契約)の取組 (助成単価: 12,000円/10a) **(継続)**
 - ・需要に応じた米生産を安定的に行うため、加工用米の複数年契約の取組を推進する。
 - ・需要者との複数年契約(3年契約)に取り組む農業者等に対して、助成を行う。
 - ・複数年(3年)の出荷契約がされた加工用米であり、出荷・販売されていること。なお、令和2年産の契約を対象とする。
- (5) 加工用米の複数年契約の取組 (助成単価: 6,000円/10a) **(新規)**
 - ・需要者との複数年契約(3年契約)に取り組む農業者等に対して、助成を行う。
 - ・複数年(3年)の出荷契約がされた加工用米であり、出荷・販売されていること。なお、令和4年産からの複数年の契約を対象とする。